

kosodate information

乳幼児福祉医療費助成制度が変わります

平成23年4月診療分から「現物給付方式」が始まります

市では、小学校就学前の乳幼児を対象に、医療費の一部を助成しています。

平成23年4月1日診療分から、これまでの償還払い方式（市への窓口申請が必要）に加え、現物給付方式（市への窓口申請不要）が始まり、医療機関での保険診療分の支払いが「福祉医療の自己負担額」までで済むようになります。

●福祉医療費の自己負担額とは

【医科・歯科】

医療機関ごとに診療1日につき800円、月上限1600円まで

【調剤薬局】

自己負担額なし

●利用できる医療機関は

県内の医療機関のうち、県と乳幼児医療費の現物給付についての協定を締結した医療機関・調剤薬局

●現物給付で受診するには

新しい制度の対象になる世帯には、公費負担者番号が記載された福祉医療費受給者証を3月末までに郵送します。医療機関の窓口で毎回この受給者証の提示が必要となりますので、大切に保管してください

さじ。

●ひとり親福祉医療費の受給資格者について

現在、ひとり親医療費の受給資格のある人で、小学校就

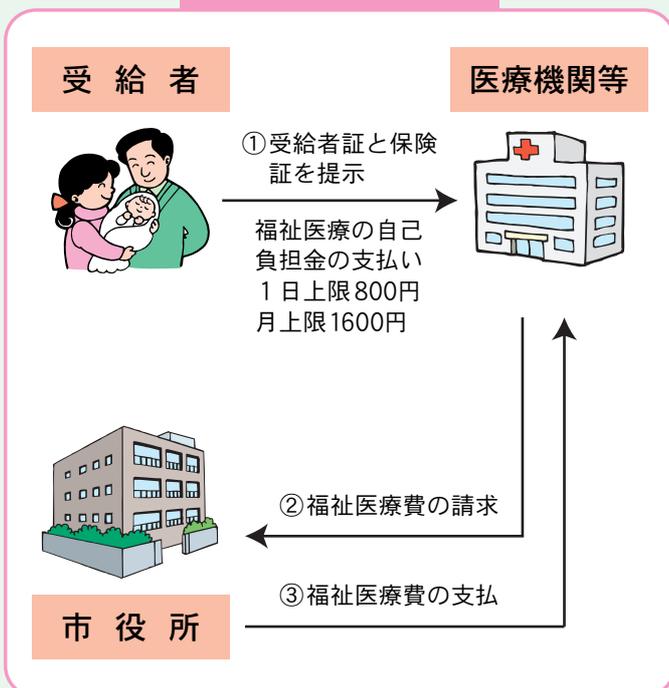
学前の乳幼児については、平成23年4月1日から乳幼児福祉医療費の受給資格へ変更します。該当する人には、新しい受給者証を3月末までに郵送します。（特別な手続きは不要です）

※4月以降も領収書があれば、従来どおり「償還払い」の支給申請も受け付けます。

問い合わせ先

こども支援グループ こども家庭班 ☎1111 内線278

新しい制度 (現物給付方式)



これまでの制度 (償還払い)

